

触法少年の調査に関する警察職員の指定及び運用に関する要綱の制定について

(平成19年11月12日岩少第451号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

(概要)

この度、少年法の一部改正及び少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の制定により、少年補導職員のうちから、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長が指定したものは、上司である警察官の命を受け触法少年に係る事件の調査を行うことができることが明確化されたところである。

この要綱は、触法少年(少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項第2号に規定する少年をいう。以下同じ。)の調査に関する警察職員の指定及び運用に関し必要な事項を定めるものである。